

氏名等変更届出書

年 月 日

那覇産業保安監督事務所長 殿

〒 ー
住所

氏名（法人は名称及び代表者役職氏名）
（法人番号： ）

氏名（名称、住所、法人代表者氏名、事業場名称、事業場所在地）に変更がありましたので、電気関係報告規則第4条の表第16号の規定により次のとおり届け出ます。

事業場名称		
事業場所在地		〒 ー
公害発生等施設の種別		
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		
公害発生等施設の概要		

連絡先（TEL）	
----------	--

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 公害発生等施設の種別が複数に該当する場合は、その全て記載すること。

【留意事項】

①この届出の対象となる電気工作物は、次の各法令で規定する施設に該当するものです。

- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設
- ・大気汚染防止法第 2 条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設
- ・大気汚染防止法第 2 条第 13 項に規定する水銀排出施設
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設
- ・水質汚濁防止法第 5 条第 3 項に規定する有害物質貯蔵指定施設
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第 2 条第 1 項の特定施設に該当するもの
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第 2 条第 1 項の特定施設に該当するもの

②この届出の対象となる変更事項は、次のとおりです。

（1）公害発生等施設を設置する者（以下、「設置者」という。）が個人の場合

- ・氏名又は住所

（2）設置者が法人の場合

- ・名称、住所又は代表者の氏名
- ・事業場の名称又は所在地

【記載上の注意事項】

①この届出は、変更の事後に行うものとなりますので、変更年月日が先、届出年月日が後の日付となるように届出を行って下さい。